

Title	東京火災保険株式会社五十年誌
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1939
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.33, No.6 (1939. 6) ,p.849(157)- 852(160)
JaLC DOI	10.14991/001.19390601-0157
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19390601-0157">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19390601-0157</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

とを信じて、唯だ單に刻下の難局を救済するに在つた。然しながら、吾人にして今や進む可き同一の道程を有したとするならば、過去の出來事によつて教へられた我が政治家は最大にして且つ最錯綜せる財政の操作を行ふに於いて殆んど何等の困難をも看出すことなかる可く、一般公衆も亦、共同體の一般的利益の爲めに如何なる手段を取るの要あるかを知らざるが如きことなかる可きである」(Ibid., Pt. II, p. 130.)

本書は年を同じうして倫敦及びグブリンに於いて出版せられてゐる。倫敦版が四折判第一部二百〇四頁、第二部一百三十頁なるに對し、グブリン版は八折判四百七十頁である。爰には倫敦版の表題頁を寫眞版として掲げる。本稿中に於ける引用の頁附も同様倫敦版に據れるものである。

本書初版出版の年はサー・アーネスト・クラーク(Sir Ernest Clarke)によつて一千七百八十四年と記されてゐる。(Dictionary of National Biography, op. cit., p. 304.)。然しながら、私は未だ九十四年版なるもの、存在を見たことがなし。前述の如く、著者が本書の述作に従事したのが、八十四年八月である以上、同年内に之れを出版することは事實不可能ではなかつたらうか。

## 『東京火災保險株式會社五十年誌』

高橋 誠 一 郎

本書は我が國最初の火災保險會社たるの誇りを有する東京火災保險株式會社が、其の創業五十周年を記念するが爲めに、昨年十一月を以つて出版せる四六倍判本文四百六十三頁附録二十八頁の豪華版である。

福澤先生が慶應三年十月發兌の『西洋旅案内』附録の末節に於いて、「災難請合の事」(イシユアランス)に就いて述べ、「災難請合とは商人の組合ありて、平生無事の時に人より割合の金を取り、萬一其の人へ災難あれば、組合より大金を出して、其の損亡を救ふ仕法なり。其の大趣意は一人の災難を大勢に分ち、僅かの金を棄て、大難を遁るゝに在りと説き、斯くの如き災難請合の一種に「家宅、諸道具、商賣品、田畑山林等を請合ひ、火事又は雷の落つることある時は、其の損亡を償ふ」火災請合の仕組あることを舉示し、而して「其の請合賃は家作の良否、場所柄の模様等に由りて甚だ相違ある」ことを教へられたのは、慶應三年十月、即ち今を去ること七十三年の昔であつた。而して、明治六年五月には開拓使の保護の下に設立せられた保証社が「難破濡損請負」の名によつて海上保險事業を經營して早く我が海上保險(福澤先生の所謂「海上請合」)の先驅を爲し、同十一年二月には東京海上保險會社の創立を見、翌年八月には其の事業を開始するの運びに至り、同じく明治十三年には、慶應義塾の大先輩莊田平五郎氏が

小幡篤次郎氏と謀つて「生命保險會社創見込書」を發表し、「男兒生れて十四五年、入學の資を要し、女子生れて十六七年、出嫁の資を要し、老いて殘年を養ふの資を要し、死して遺族を扶持するの資を要す。能く之れを涓埃の微に積み、能く之れを無事の日に備ふる時は、入學難からずして、出嫁亦易く、殘年樂しむ可く、遺族安かる可し」云々と論じ、十四年二月二十一日、交詢社の一室に創立事務所を設け、同年六月十三日、設立願書を提出し、同月二十九日願ひ濟みと爲り、明治生命保險會社の名を以つて七月九日より營業を開始せるに比して我が國に於ける火災保險業の開始は幾分後れて居つた。火災保險は、明治九年一月十二日より東京醫學學校教師として來朝して居つた獨逸人パウ・マイエツト博士によつて明治十一年、國營事業として強制的に實施せらるゝの要ある旨を力説せられ、翌十二年五月七日、大藏省内に火災保險取調掛が新設せられ、次いで十四年七月、家屋保險法案並びに其の説明書が太政大臣三條實美に提出せらるゝの運びに立ち至つたのであるが、内務省の反對に遭遇し、遂に十五年三月四日、太政大臣によつて「上申の趣は即今難及詮議候事」として否決せらるゝことと爲り、切めて東京府下のみにて之れを實施せんとして努力せる東京府知事松田道之氏の計畫も、同氏の逝去と共に挫折し、二十一年十月に至つて東京火災保險會社が業務を開始するに至る迄は、極めて幼稚且つ微弱なるものを除いては、事實上其の存在を見ることになつたのである。

『東京火災保險株式會社五十年誌』は先づ前記國營保險計畫挫折の經過に筆を起して、同會社の創業に及び、日清戰役以後に於ける火災保險會社濫設時代、明治三十三年七月の保險業法發布、同三十四年十二月、東京、明治、日本及び横濱の四會社間に絶對秘密裡に締結せられたる京、阪、神に於ける地方的最低料率協定、同四十年五月に於ける東京、明治、日本、横濱及び共同の五會社より成る火災保險協會の組織と料率の引上げ、同年八月二十五日の

函館大火、及び同四十二年七月三十一日の大阪北區大火の影響に由つて採られた消極方針、同四十四年六月十五日を以つて成立せる前記協會所屬の五社と新興五社の二率協定、其の有名無實化、世界大戰と火災保險契約高の膨脹及び料率競争禍、大正六年に於ける内國會社十八、外國會社二十四より成る大日本聯合火災保險協會の結成、其の料率協定に依る業界の安定、大正十二年九月一日の關東大震災の被害と火災保險金支拂問題、出捐金の支拂と之れが爲めに仰いだ政府助成金に對する年々の納付金によつて蒙らされた負擔重壓、大正末年の財界不況、業勢悪化と協定維持勵行の必要、大正十五年六月に於ける東神火災等八社再保險プールの成立、昭和二年三月十日に於ける昭和會の組織と其の大日本聯合火災保險協會の補強工作としての意義、同年十月二十一日の八社再保險プールの解散、聯合火災保險協會による統制の無力化、支那事變と業界等、我が火災保險業史を展開せしめ、其の間に於ける東京火災保險株式會社の業績を精細に物語る。編者は「近來保險契約の急速なる増進、危険の様相の顯著なる異動、罹災率の急激なる變化の結果」として、現在の火災保險業界が一種の混亂状態に在ることを認める。而も、編者は又、國富及び國民所得の増大、眞の東洋平和確立後に於ける活動分野の擴大が、我が損害保險業の耀しき將來を約束するものなることを論じて五十年史の筆を擱く。

編者は「其の頃の經濟事情」「當時の政治覺書」及び「五十年の風俗」(長谷川時雨女史執筆)を添加して、我が火災保險業、別しては又、東京火災保險株式會社發展の經濟的、政治的及び社會的環境を明かならしめんとしてゐる。又、本書中に挿入せられた無數の圖版は惟り貴重なる資料たるに止らず、東郷青兒畫伯の裝幀意匠と相俟つて素晴らしい藝術的效果を擧げてゐる。但し、瑣事ながら、聊か注意し度いのは、編者が明治の大阪畫家小林清親の描いた明治十四年一月二十六日「兩國大火淺草橋」の圖を原色版として掲げ、之れに説明を加へて、「作者清親は明治初年の

版畫家として知られ、幾多傑作を遺したが、其の内火事に取材したものが二つあると云はれる。其の一つは日本畫の手法で描かれた此の繪で、他の一は純洋畫風に扱つた別掲「久松町にて見る出火の圖」である」と記してゐることである。清親の描いた火事の圖は、尙ほ是れ等のもの、外にも、濱町から寫した兩國大火の圖、兩國燒跡の圖などがある。加之、清親の歿したは大正四年十一月二十八日であり、最晩年に至るまで畫業を廢さなかつたのであるから、彼れを「明治初年の版畫家」と呼ぶは當らない。

尙ほ本書の記述を昭和三年版土方成美博士著『日本經濟研究』上卷の其れと比較對照する時は、前者が東京火災保險會社の創立を明治二十年七月、開業を翌二十一年十月と記してゐるに對し、(即ち二十年七月二十三日、東京府知事男爵高崎五六より創立の認可を受け、二十一年十月一日より業務開始)、後者が『明治商工史』に據つて、其の成立を二十一年、開業を二十二年六月に做せるの相違が發見せられる。又、土方博士の著書は、同會社が松田東京府知事の姻戚たる「老鵜殿長氏等の首唱によつて」成立せる旨を記してゐるが、之れは無論「鵜殿長」と改めなければならぬ。「老」の一字は、恐らく、舊鳥取藩の家老にして、松田氏の未亡人波鶴の實兄に當る鵜殿長氏のことを他書が「舊鳥取藩老鵜殿長」と記したるものを誤寫せるに基くものであらう。(同書五四九頁參照)。

(東京火災保險株式會社發行、非賣品)。

## 市村今朝藏著『再組織された英國の經濟』

高橋 誠 一 郎

本書は東京政治經濟研究所員市村今朝藏氏の新著であつて、再び經濟的に世界の王者たらんとして、又、昔日の繁榮を取戻さんとして、其の産業に一大編成替を試みんとしつゝある英國經濟社會の現状を究明し、同國の「現實より隣時も眼を離し得ない」我が國人をして、其の産業の動向を理解するに資せしめんことを企圖せるものである。著者は主たる資料をルカス (Arthur F. Lucas) 氏の一千九百三十七年の著 Industrial Reconstruction and the Control of Competition. に仰ぎ、併せてピットマン、リヴィ、ラッドフォード、ロビンズ、グラント、バーローズ、マッケンヅィ、ローリー、ロビンソン、リップマン等の諸氏の著並びに『エコノミスト』誌を參照せる旨が記されてゐる。

著者は先づ英國經濟の過去より筆を進めて、英國統制經濟の發展及び英國統制經濟と政治に就いて論じ、次いで、價格統制、生産統制、統制と能率、統制に對する保障、對外經濟統制、統制と效用等英國産業統制の基本的諸問題を取扱ひ、第三に、法令による石炭統制、組織による鐵鋼統制、分擔令制度による造船業及び製粉業統制、企業集中による紡績統制、結合による化學工業統制、組合による諸産業統制、行政による農業統制等英國産業統制の實勢